

公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、財団の職員であって財団の理事を兼ねている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の支給・額の決定)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、宇都宮市の常勤特別職及び一般職の身分を有する役員等並びに使用人兼務役員には、報酬は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの年度総額の範囲内で、理事会の決議を経て決定するものとする。
- 3 非常勤役員のうち、理事長の報酬は月額とし、別表第2に定める年度総額の範囲内で、理事会の決議を経て決定するものとする。
- 4 理事長を除く非常勤役員の報酬は、理事会等への出席の都度、別表第2に定める額を支給する。
- 5 評議員の報酬は、定款第13条の規定に基づく金額の範囲内で、評議員会等への出席の都度、別表第3に定める額を支給する。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員及び理事長の報酬は月額とし、毎月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日（以下「休日」という。）に当たるときは、順次前日に繰り上げ、休日でない日を支給日とする。

- 2 理事長を除く非常勤役員及び評議員にあつては、理事会、評議員会への出席等必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員又は理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員又は理事長が退任し、若しくは解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員又は理事長が死亡したときは、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(費用弁償)

第7条 役員等が財団の業務のため旅行したときは、別に定める旅費規程により、旅費を支給する。ただし、市内旅行並びに理事会、評議員会への出席及び監査の業務に当たる場合は、旅費を支給しない。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員報酬

役職名	金 額
常務理事	1人あたり 年度総額 6,000,000円以内

別表第2（第4条関係）

非常勤役員報酬

役職名	金 額
理事長	年度総額 3,600,000円以内
理 事	会議出席の都度1回あたり1人 9,200円
監 事	会議出席の都度1回あたり1人 9,200円 決算監査業務1回あたり1人 17,100円

別表第3（第4条関係）

評議員報酬

役職名	金 額
評議員	会議出席の都度1回あたり1人 9,200円